資料3

## 議題３　一般競争入札における自動販売機設置について（春日井市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）一般競争入札による自動販売機貸付 | （行っている場合）<br>最低貸付料はどのように決定しているか | （２）施設利用者の利便性の向上を図り、かつ、多くの収入を得るために工夫していること |
| 名古屋市 | 行っている | 事務取扱要領により、自販機1台につき土地を貸し付ける場合は月額400円、建物を貸し付ける場合は月額900円と定めています。 | 【総務局】各庁舎の職員数を考慮した台数を設置するとともに、低層階と高層階やコンビニなどの福利厚生施設から距離を置いて設置することにより、施設利用者の利便性の向上を図るとともに、他の飲料販売施設との競合を避けることで設置台数を確保している。<br>【健康福祉局】<br>・多くの収入を得るために工夫していることはないが、契約上、1.販売品目は利用者の嗜好に合わせ、かつ、季節に応じた内容に設定すること。2. 販売価格は、全ての品目において標準販売価格より10 円低い額以下とすること。3.電子マネー「マナカ」による支払いが交通局加盟店として可能になるよう対応すること。という3点の仕様を設け利用者の利便性の向上を図っている。<br>・一般の来館者、イベント参加者等が利用する建物の一番目に留まる場所（入り口）に設置している。<br>・新設の自販機の売り上げが不明なため、売り上げの高い自販機とまとめて1物件とすることで、設置台数を確保をしている。<br>【緑政土木局】設置する場所を歩道から見えるエントランスに指定することで、施設利用者および施設利用者以外にも利用できるようにしている。<br>【交通局】飲料、食品および写真機の種別に分けて公募を行うことで、駅構内の自動販売機の設置種別に偏りがないようにしている。事業者の競争性を促すために設置期間を５年と設定し、期間満了時に再度の公募を行っている。駅等の施設管理者からの設置要望があれば、設置検討を行い、設置できるよう進める。 |
| 豊橋市 | 行っている | 豊橋市行政財産使用料条例第３条の規定に基づき算出 | 特になし |
| 岡崎市 | 行っていない | | ありません。 |
| 一宮市 | 行っている | 施設を所管している課によって異なるが、資産経営課が管轄している市役所本庁舎の場合は市で定めた設置箇所に係る土地及び建物の賃貸借料を合計したものとしている。 | 当市本庁舎において貴市のような事例はございません。 |
| 瀬戸市 | 行っている | 市条例による行政財産の土地を貸し出す場合の金額としている | |
| 半田市 | 行っている | 過去の実績で予定価格作成 | 設置場所を工夫している。（利用者の多い場所、人目につく場所等） |
| 春日井市 | | | |
| 豊川市 | 行っている | 市が設定する予定価格<br>予定価格は以下の考え方で算出<br>直近１年間の売上額×（前回平均入札額÷前回入札時売上額※）<br>※割合は上限４０％ | 特になし |
| 津島市 | 行っていない | | |
| 碧南市 | 行っている | 定めていません。 | 定期的に売上報告を事業者に提出してもらい、販売状況を把握しています。 |
| 刈谷市 | 行っている | 行政財産目的外使用料の金額としている。 | 入札の際、同じ場所に複数台の自動販売機を設置するところには、同じメーカーの自動販売機が設置されないようにしています。 |
| 豊田市 | 行っている | 行政財産賃貸借料としている | 売り上げの高い自販機と低い自販機を複数台まとめて１物件とすることでより多くの施設への設置を確保している。 |
| 安城市 | 行っている | 安城市公有財産規則に基づく、土地・建物の貸付料算出方法による | 売り上げの高い自販機と低い自販機を複数台まとめて１物件とすることでより多くの施設への設置を確保している。また、自販機の設置場所検討時に利用者の目に触れやすい場所を選択するようにしている。 |

## 議題３　一般競争入札における自動販売機設置について（春日井市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）一般競争入札による自動販売機貸付 | （行っている場合）<br>最低貸付料はどのように決定しているか | （２）施設利用者の利便性の向上を図り、かつ、多くの収入を得るために工夫していること |
| 西　尾　市 | 行っている | 西尾市行政財産目的外使用料条例の規定により算定した額としている | スポーツ施設、市営住宅、消防施設などでは、複数の施設で設置する自販機をまとめて入札を行うことでより多くの貸付料を見込めるようにしている |
| 蒲　郡　市 | 行っている | 蒲郡市行政財産使用料条例にもとづき、1㎡200円として決定しています。 | 当初は、多くの業者より入札をいただいていたので、貸付料による収入があったが、近年は業者が固定されてきており、競争の原理が働いていない。新たな方法を模索中です。 |
| 犬　山　市 | 行っている | 直近１２ヶ月の売り上げ実績の15%～20% | 多くの入札業者に参加してもらうため、他課（他施設）の自販機貸付入札と同日に実施した。 |
| 常　滑　市 | 行っている | 過去の販売手数料実績（月額平均）×自販機設置フロアの来庁者数（日平均）÷全体来庁者数（日平均）＋行政財産目的外使用料（月額） | 特に無し |
| 江　南　市 | 行っている | 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第3条を根拠に、土地の使用料と建物の使用料を算出して予定価格を決定している。 | 特になし |
| 小　牧　市 | 行っている | 行政財産の貸付基準があり、それに基づいて算出している（別添資料中２②のとおり） | 特になし |
| 稲　沢　市 | 行っている | 販売本数実績及び入札実績もしくは行政財産の目的外使用料から最低貸付料を決定している。 | 無 |
| 新　城　市 | 行っている | 新城市行政財産使用料条例第3条に基づき算出 | 利用者の目に留まりやすい場所への設置 |
| 東　海　市 | 行っていない | | 特にありません。 |
| 大　府　市 | 行っている | 行政財産の目的外使用料 | 一般競争入札で応募がないところは行政財産目的外使用許可で設置できる事業者を行政側で探す。 |
| 知　多　市 | 行っている | 過去の実績及び参考見積を参考に算出している。 | 特になし。 |
| 知　立　市 | 行っていない | 指名競争入札又は随意契約により行っています。<br>これまでの実績を考慮し、売上金額の20%を最低貸付料としている施設があります。 | 特にありません。 |
| 尾 張 旭 市 | 行っている | 土地代＋電気代 | 多くの人が通行する場所を選定し設置している。 |
| 高　浜　市 | 行っている | 最低制限貸付料について、高浜市使用料及び手数料条例第 3 条第 1 号の規定（建物：3,500 円/1 月 1 ㎡あたり（1 ㎡未満切り上げ））に準じて規定する。 | 貸付条件において、<br>・新札が発行された場合に、できる限り早期に対応すること<br>・スマートフォン及びＩＣカード等によるキャッシュレス決済導入<br>の旨記載 |
| 岩　倉　市 | 行っていない | | 施設の利用者向けに公衆無線LANサービスの機能を自動販売機に付加している。<br>（本市は貸付ではなく、行政財産の目的外使用として自動販売機を設置し、使用料及び設置料を徴収しており、設置事業者については、一般競争入札で決定している。） |
| 豊　明　市 | 行っていない | | 複数メーカーの設置や、敷地内での分散配置を行っている。 |
| 日　進　市 | 行っている | 行政財産の目的外使用の許可に係る使用料に準じて算定した額以上としている | 設置する自動販売機のデザインや外観色は、設置場所やユニバーサルデザインに配慮した自動販売機としている。 |
| 田　原　市 | 行っている | 過去の実績により、売上金額の10%としている | 特になし。 |
| 愛　西　市 | 行っている | 最低価格定額制となっている。金額設定の根拠は不明であるが、恐らく合併前の基準を引き継いでいる。 | 利便性の向上や収入増への取組みではないが、屋外設置については、市のマスコット等をラッピングした自販機にしている。 |
| 清　須　市 | 行っている | 行政財産目的外使用料を最低貸付料とする | 特にありません。 |

## 議題３　一般競争入札における自動販売機設置について（春日井市提出）

| 市名 | 回答 | | |
|---|---|---|---|
| | （１）一般競争入札による自動販売機貸付 | （行っている場合）<br>最低貸付料はどのように決定しているか | （２）施設利用者の利便性の向上を図り、かつ、多くの収入を得るために工夫していること |
| 北名古屋市 | 行っている | 使用を始める日の属する年度の前年度の固定資産税評価額×使用面積×5/1000（建物）<br>使用を始める日の属する年度の前年度の固定資産税評価額×使用面積×2.5/1000（土地） | 特になし |
| 弥　富　市 | 行っている | 前回一般競争入札に付したものは、前回の契約金額の３割相当額<br>新たに一般競争入札に付すものは、建物内月額3,600円、建物外月額3,000円を下回らない範囲で算定した額 | 売り上げの高い自販機と低い自販機を複数台まとめて1物件とすることでより多くの施設への設置を確保している。 |
| みよし市 | 行っている | みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例により算出した額を最低価格としている | 貴市と同じ |
| あ　ま　市 | 行っていない | | 特にありません。 |
| 長久手市 | 行っている | 他市町村の価格等を参考に決定している。 | 特になし |